

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 二五〇
- 県営土地改良事業計画を定めた件 二五四
- 公告
○ 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつた件三件 二五〇
- 一般競争入札を行う件 二五五

告 示

福島県告示第四百四十一号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、小川町土地改良区から平成二十五年五月二十日付けで申請のあつた定款の変更について、同年六月十一日認可した。
 平成二十五年六月十八日

福島県知事 佐藤雄平
 （農村計画課）

福島県告示第四百四十二号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、雄国山麓土地改良区から平成二十五年五月二十八日付けで申請のあつた定款の変更について、同年六月十日認可した。
 平成二十五年六月十八日

福島県知事 佐藤雄平
 （農村計画課）

福島県告示第四百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、原町東地区に係る県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

- 一 縦覧に供する書類
 - 二 土地改良事業計画書の写し
 - 三 縦覧の期間
 - 四 縦覧の場所
- 平成二十五年六月十九日から
 同 年七月八日まで （二十日間）
- 南相馬市役所
 福島県知事 佐藤雄平
 （農村計画課）

公 告

公告第七十七号
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。
 平成二十五年六月十八日

- 一 申請のあつた年月日
 - 二 名称
 - 三 代表者の氏名
 - 四 主たる事務所の所在地
 - 五 定款に記載された目的
- 平成二十五年五月二十七日
- この法人は、高齢化社会と少子化及び核家族化による諸課題を抱えている住民に対し、高齢者の支援、高齢者施設建設及び運営等の高齢者福祉事業、世代交流や環境整備等の地域づくりに関する事業およびNPO活動基盤づくりや行政各種団体とのパートナーシップを確立する事業を行い、市民参加型のまちづくりを進め社会発展に寄与することを目的とする。
- 福島県知事 佐藤雄平
 （文化振興課）

公告第百七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十五年六月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十五年五月二十二日

二 名称

NPO法人環境ラボラトリー福島

三 代表者の氏名

古川 昌宏

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市安積町荒井字北田十八番地の二

五 定款に記載された目的

この法人は、福島県民や共通の目的を持つ者に対して、放射性物質を除去すること
即ち除染に関する事業を行い、東日本大震災後の福島県民の健康と安全、安心に寄与
すること及び国際貢献に資することを目的とする。

（文化振興課）

公告第百七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十五年六月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十五年六月十日

二 名称

特定非営利活動法人尾瀬自然保護ネットワーク

三 代表者の氏名

永島 勲

四 主たる事務所の所在地

福島県岩瀬郡鏡石町旭町十九番地

五 定款に記載された目的

この法人は、貴重な自然遺産である国立公園・天然記念物の尾瀬について、広く一
般市民を対象に、入山指導、自然解説、観察会等による自然環境保護に関する普及・
啓蒙活動等を行うことで、自然環境・景観の維持保全を図り、自然と人間が共存でき
る豊かな社会の実現に寄与することを目的とする

（文化振興課）

公告第180号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年6月18日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 ノート型パソコン 570台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成26年1月31日（金）
- (4) 納入場所 福島県警察本部警務部情報管理課ほか

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年7月12日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成25年7月1日(月)午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年7月30日(火)午前10時30分 福島県出納局入札用度課(郵送により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月29日(月)午後5時までには必着のこと。)

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Notebook Personal computer 570 units
- (2) Time-limit of tender (by hand) :10:30 a.m., 30 July 2013
- (3) Time-limit of tender (by mail) :5:00 p.m., 29 July 2013
- (4) Contact point for the notice :Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)